

生駒市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県地方創生総合戦略及び生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、奈良県と共同して行う移住支援事業において、東京圏から本市に移住して就業又は起業した者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとする。移住支援金の交付については、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領(以下「県実施要領」という。)、法令の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本市へ住民基本台帳法第22条に規定する転入の届出をし、本市に生活の本拠地を移すことをいう。
- (2) 転入日 住民基本台帳法第22条に規定する転入の届出により住所を定める日をいう。
- (3) 中小企業等 移住支援金の対象として奈良県が選定した法人であって、奈良県が県実施要領に基づき、移住支援金の対象法人の求人情報を掲載するために開設するインターネットサイト(以下「マッチングサイト」という。)に求人情報を掲載した法人をいう。
- (4) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (5) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村

(政令指定都市を除く。)をいう。

- (6) 起業支援金 県実施要領に基づき奈良県が補助する執行団体が起業者に
対して支出する補助金をいう。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の対象者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号
から第5号までのいずれかの要件を満たす就業又は起業に該当し、かつ、2人
以上の世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる(ア)及び(イ)に該当すること

- (ア) 転入日の前日までの直近10年間のうち、次に掲げる要件に該当
する期間の合計が通算5年以上であること。ただし、東京圏のうちの
条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学
し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間もA及
びBにおける移住元としての対象期間とすることができる。

A 東京23区に在住していた期間

B 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、雇用
保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤してい
た期間

- (イ) 転入日の前日までに次に掲げる要件に該当する期間の合計が、連
続して1年以上であること。ただし、Bの期間については、転入日
の前日から3か月前までを当該1年の起算点とする。東京圏のうちの
条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ
通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間

も A 及び B における移住元としての対象期間とすることができる。

A 東京 2 3 区に在住していた期間

B 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京 2 3 区に通勤していた期間

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住支援金の申請日において、転入日から本市に居住し 1 年を超過していないこと。

(イ) 移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本国籍を有する者又は、外国籍を有する者であって出入国管理及び難民認定法別表第 2 に規定する在留資格を有する者又は特別永住者としての許可を受けた者であること。

(ウ) その他奈良県又は本市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が奈良県内に所在すること。

イ 就業先が、移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。ただし、奈良県以外のマッチングサイトに掲載している

求人による就業を除く。

ウ 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 専門人材に関する要件

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し移住及び就業し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が奈良県内に所在すること。

イ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合で

あって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 起業に関する要件

1年以内に奈良県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件(2人以上の世帯として申請する場合のみ)

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金交付申請日において本市に転入後1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付金額)

第4条 移住支援金の交付金額は、2人以上の世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の世帯の申請の場合にあっては60万円とする。また、第3条第2号の要件を満たす者のうち、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。ただし、2人以上の世帯の交付申請の場合であっても前条第6号の要件を満たさないときは、単身の世帯とみなす。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、生

駒市移住支援金交付申請書(様式第1号)、移住先の就業先の就業証明書(様式第2号)、第3条第6号の要件を満たすことを証する書類(2人以上の世帯として申請する場合に限る。)及び本人確認書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

2 前項の審査の結果、移住支援金を交付することが適当でないと認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合も、申請者に通知する。

(移住支援金の請求)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、市長の定める期限までに移住支援金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(移住支援金の交付)

第8条 第6条第1項の規定により交付の決定を行った申請者に対しては、前条の規定による交付の請求日から3か月以内に移住支援金を交付する。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願(様式第5号。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第10条 市長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書[再交付](様式第6号)により、申請者に交付する。

(申請の取下げ)

第 1 1 条 第 6 条第 1 項の規定による通知を受けたものは、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して 1 4 日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第 1 2 条 奈良県及び本市は、奈良県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、奈良県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第 1 3 条 市長は、本市から移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして奈良県及び本市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から 3 年未満に本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から 1 年以内に第 3 条第 2 号又は第 3 号に定める移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に、本市から転出した場合

(雑則)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、奈良県と本市が協議して定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年2月25日から施行する。

2 この要綱は令和7年3月31日で、その効力を失う。ただし、同日までに第6条第1項に規定する移住支援金の交付決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。